

事故防止 100号
平成25年9月17日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

公益財団法人日本医療機能評価機構
特命理事（医療事故防止事業部担当）野本亀久雄
（公印省略）

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 82」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、9月17日に「医療安全情報 No. 82」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報は、当機構のホームページ (<http://jcqhc.or.jp/>) にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。





公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.82 2013年9月

PTPシートの誤飲(第2報)

医療安全情報No.57(2011年8月)「PTPシートの誤飲」で、4年半の間に14件の事例が報告されていることを情報提供いたしました。その後、2年間で類似の事例が26件報告されていますので、再度、情報提供いたします。(集計期間:2011年7月1日~2013年6月30日、第23回報告書「個別のテーマの検討状況」(P100)に一部を掲載)。

薬剤を内服する際に、PTPシートから出すことなく服用した事例が報告されています。その多くは、医療者側がPTPシートを1錠に切り離して患者に渡した事例です。

切り離した者	状況	件数
医療者	1錠ごとに切り離した PTPシートを	12
	薬杯などに入れて 1錠ごとに切り離した PTPシートを	7
	自己管理薬として 全て渡した	2
患者	自己管理薬の PTPシートを 1錠ごとに切り離した	5

- ◆PTP(Press Through Package)シートとは、薬剤をプラスチックやアルミ等で貼り合わせて包装したものです。
- ◆医療安全情報No.57「PTPシートの誤飲」に事例イメージのイラストを掲載していますので、あわせてご参照ください。

[PTPシートの誤飲(第2報)]

事例1

病棟では、看護師が与薬する際、PTPシートから薬剤を取り出して患者に渡すことになっていた。夕食後、看護師は患者にフーフアリンのPTPシートを1錠に切り離し、1回分をそのまま渡した。30分後にナースコールがあり、患者から「PTPシートごと飲み込んだかもしれない。」と言われた。内視鏡にて胃内にPTPシートを確認し、摘出した。

事例2

患者は内服薬を自己管理しており、PTPシートを1錠ごとに切り離していた。朝食後の薬を服用する際、散剤の袋の中に3種類の薬剤をPTPシートのまま入れて内服した。2種類は自力で吐き出したが、1種類は吐き出せずに喉に引っかかっているような症状があった。その後、内視鏡を行ったが胃内の食物残渣で視界が悪く除去できず、消化器症状に注意し、排出を待つことにした。翌日、排便の際にPTPシートを排泄した。

公益財団法人 日本看護協会は、「PTPシートの誤飲防止対策について」
(2013年2月20日)を公表しています。

<http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/anzen/anzenjoho.html>

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・患者に1回分の薬剤を渡す際は、PTPシートから薬剤を取り出して渡す。
- ・患者に、内服の際はPTPシートを切り離さず、シートから薬剤を取り出して内服することを説明する。

総合評価部会の意見

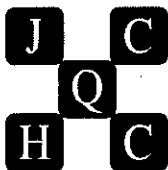
- ・一錠ずつ切り離したPTPシートは、誤飲の危険があることを患者さんに伝えてください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.jcqhc.or.jp/>